





## 1-4-2 工事完了後の土地若しくは工作物において行われる事業活動の進捗状況

当組合は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町の3市3町（以下「構成市町」という。図1-4-2.1参照）が、環境廃棄物行政の推進のために組織した「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく一部事務組合（特別地方公共団体）である。

業務の内容は、ごみの処理・処分・リサイクル、し尿の収集・運搬・処理・処分、また、地球環境の改善を目指し、リサイクル工房運営や広報紙発行等の広報啓発事業を行っている。当組合におけるごみ処理体制を図1-4-2.2に示す。家庭系ごみの収集・運搬は構成市町が行っており、事業系ごみは自己搬入することを原則としている。

供用後のクリーン21長谷山は、当組合管内から排出される家庭系及び事業系ごみのうちの可燃ごみ、並びに奥山リユースセンター（粗大ごみ処理施設）から排出される破碎処理後の可燃物を焼却処理している。

供用後の施設稼働の概要を表1-4-2.1に示す。

表1-4-2.1 供用後の施設稼働の概要

供用後施設稼働表

——— 実績

工 種	種 別		平成18年																				
			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
クリーン21 焼却炉	1号	中間点検																					
		定期点検																					
	運 転																						
	2号	中間点検																					
定期点検																							
		運 転																					

種 別		平成19年																					
		1月			2月			3月			4月			5月			6月						
1号	中間点検																						
	定期点検																						
	運 転																						
2号	中間点検																						
	定期点検																						
	運 転																						

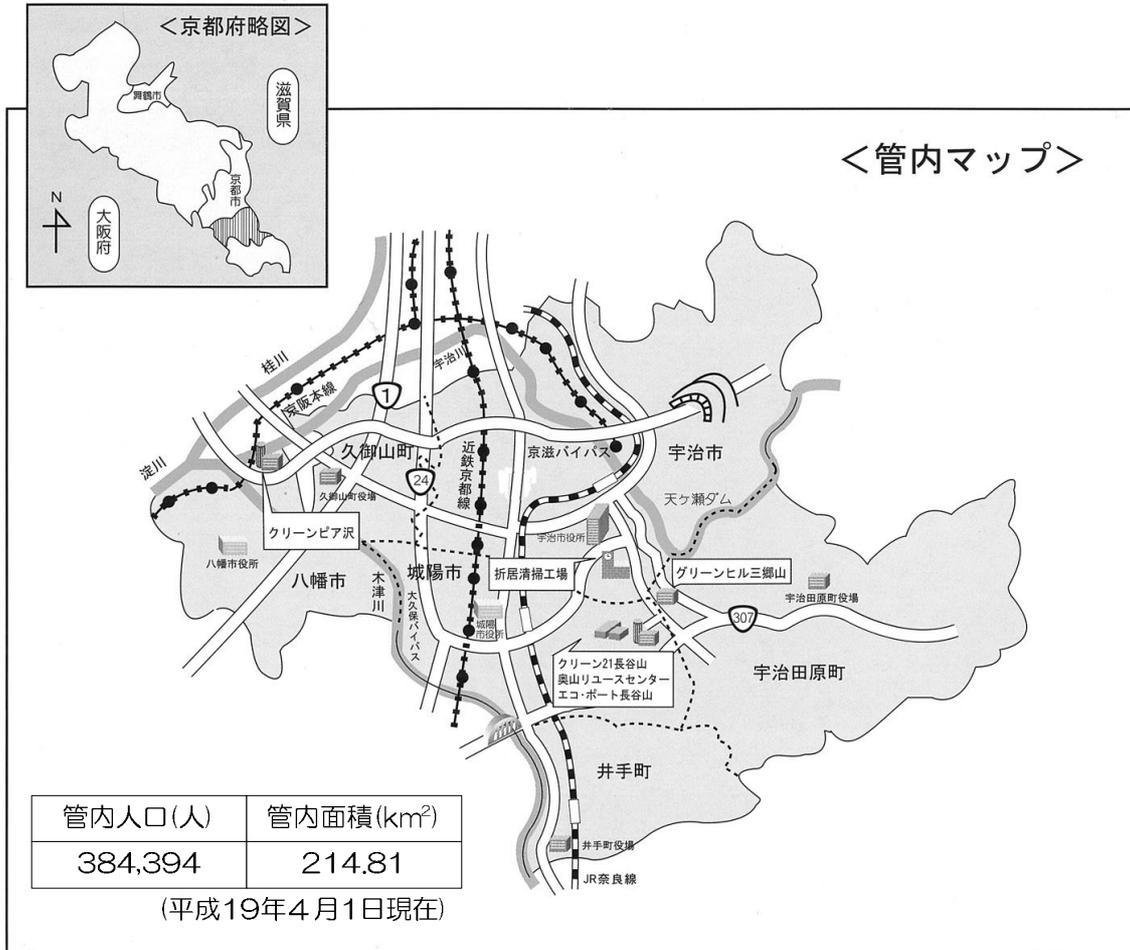


図1-4-2.1 城南衛生管理組合管内図

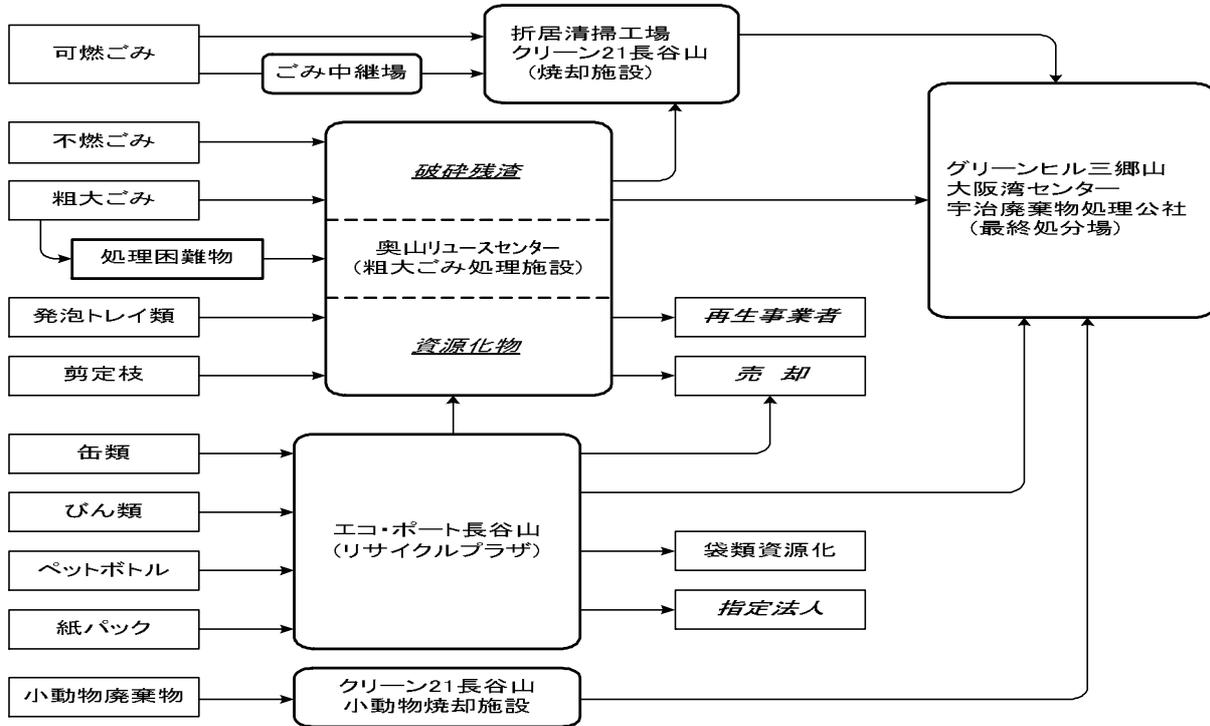


図1-4-2.2 ごみ処理体制図